

坂出市地域防災計画 参考資料

第13章 上水道関係

1 3 - 1 坂出市管内の水道状況

計 画 給 水 人 口		53,400 (人)	
現 在 給 水 人 口		53,492 (人)	平成 29 年度末現在
計画 1 日最大給水量		26,420 (m ³ /日)	
実績 1 日最大給水量		23,360 (m ³ /日)	平成 29 年度現在
水 源 内 訳 (年間取水量)	地 表 水	0 (m ³ /年)	
	伏 流 水	3,226,845 (m ³ /年)	平成 29 年度現在
	地 下 水	0 (m ³ /年)	
	浄 水 受 水	4,482,197 (m ³ /年)	平成 29 年度現在 香川用水(櫃石、岩黒は倉敷市)より。
	そ の 他	0 (m ³ /年)	湧水対策用浅井戸(2)
年 間 給 水 量		7,686,052 (m ³ /年)	平成 29 年度現在
浄 水 場	浄水場名称	鴨川浄水場	
	浄水場名称	川津浄水場	休止(予備水源)

13-2 香川県広域水道企業団危機管理指針(抜粋)

(平成30年4月1日)

1 目的

この指針は、香川県広域水道企業団(以下「企業団」という。)における危機管理に関する基本的事項を定めることにより、企業団、香川県及び関係市町(以下「構成団体」という。)、関係機関並びに住民等が相互に連携協力を図り、応急給水の実施や通常給水の早期回復等を行うための危機管理体制を整備し、危機に対して的確に対処することを目的とする。

2 定義(略)

3 責務等

(1) 企業団の責務

ア 基本的責務

企業団は、危機に際し、応急給水の実施や通常給水の早期回復等を行うため、企業団の有する全ての機能を十分に発揮するとともに、構成団体、関係機関及び住民等と相互に連携・協力し、迅速かつ的確に対処する責務を有する。

イ 本部の責務

本部は、想定される危機に備え、細部計画を整備し、危機発生時には、関係事務所、構成団体及び関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確に対処する責務を有する。

ウ 各事務所の責務

各事務所は、細部計画に基づき、危機発生時には、本部、構成団体及び関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確に対処する責務を有する。

エ 職員の責務

職員は、自らの職務等に応じ、常に危機管理に関する知識及び必要な技能の習得に努めるとともに、危機発生時には、直ちに従事し、細部計画に基づいて迅速かつ的確に危機に対処する責務を有する。

(2) 構成団体の協力

構成団体は、企業団の危機管理体制の整備に協力するとともに、危機発生時には、応急給水の実施や通常給水の早期回復等のために、企業団と連携・協力する。

4 事前対策

企業団は、危機の発生を防止、若しくは危機発生時の被害を防止又は軽減するための施設及び設備の整備を始め、危機発生後に迅速かつ確かな応急対策を実施するための危機管理体制の整備、構成団体及び関係機関等との連携・協力体制の構築など、危機に対処するために必要な事前対策を講じる。

(1) 細部計画の策定

想定される危機事象ごとに、危機の発生原因、規模、及び危機による影響、被害想定のほか、必要な事前対策並びに応急対策等を取りまとめた細部計画を策定する。

(2) 施設・設備の整備

施設及び設備の整備又は更新時には、危機の発生を防止、若しくは危機発生時の被害を防止又は軽減するための対策を講じるとともに、危機により被害が生じることを想定して、施設及び設備間のバックアップ、並びに迅速な応急復旧を可能とする構造等、多重的な対策を講じる。

ア 水道施設の耐震化

水道施設(浄水施設、配水池、管路(導水管、送水管、配水管)等)が備えるべき耐震性能については、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第60号)」により、その基本的な基準が定められているほか、「水道施設の耐震化の計画的実施について(平成20年健水発第0408002号厚生労働省水道課長通知)」により、既存水道施設の耐震化を計画的に実施するよう通知されているため、これらに基づいた水道施設の耐震化を計画的に実施する。

イ 給水装置の耐震化

布設替え等の機会を利用し、耐震性が高い水道管の使用を推進するなど、給水装置の耐震化を図

る。特に鉛製給水管については、鉛管取替工事助成金交付制度の周知や各種工事に合わせた取替えなど、積極的な解消を図る。

ウ 水運用システムの強化

停電時においても浄水及び配水の制御等を行うシステムから一定時間の情報収集が行えるよう、圧力監視所、バルブ制御所、配水池等への無停電電源装置(U P S)の整備を行う。また、通信ネットワークに障害が発生した場合に備えて、現地での情報収集等に必要な資材・機材を備蓄する。

エ 応急給水拠点施設の整備

(7) 配水池の応急給水拠点機能の強化

配水池の整備又は更新に合わせて緊急遮断弁を設置するほか、給水車等への給水用設備(動力を必要としないものに限る。)及び給水車等が通行可能な道路を整備するなど、配水池の応急給水拠点機能の強化を図る。

(4) 応急給水所設置可能箇所の増設

配水本管に設置されているドレン付き空気弁及び消火栓並びにその付近の公共施設、貯水槽が設置されている公共施設、仮設水槽が容易に設置できる公共施設等について、道路管理者又は施設所有者と協議のうえ、速やかな応急給水所の開設に必要な設備を整備するなど、応急給水所設置可能箇所の増設を行う。また、避難所に指定されている施設の貯水槽について、耐震性及び応急給水機能を確保するための基準又は制度の整備を行う。

(4) 飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な維持管理

飲料水兼用耐震性貯水槽の定期点検を実施し、部品交換など、適正な維持管理を行う。

オ 自家発電設備の整備

自家発電設備について、十分な発電容量の確保を図るとともに、燃料の備蓄に努める。また、必要な施設への自家発電設備の整備や、現在の備蓄量で施設の運転時間を延長する方法を検討する。

カ 通信設備の整備

危機発生時に迅速かつ正確な情報収集・連絡を実施するため、本部、事務所、構成団体、関係機関等の間の通信手段として、無線等の整備を図る。

キ システムサーバの管理

企業団が管理・運営している各種システムについて、サーバ本体の損傷、停電等によるシステムダウンを防ぎ、常にシステムの稼働が堅持できるよう、転倒防止器具、自家発電設備、無停電電源装置(U P S)等の整備を行う。

ク 水質検査体制の整備

危機発生後も水質検査が継続できるよう、水質検査機器の転倒・落下・浸水防止策等を図るとともに、水質検査機器の購入に当たっては、購入仕様書に対策を講じるよう明記する。なお、井戸水及び貯水槽水道の利用者からの水質検査の要望について、保健所等の関係機関と協議し、その対応を明確にする。

ケ 緊急通行車両の登録

災害時には、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行禁止又は通行制限が行われる場合があるため、応急対策業務に必要な車両について、事前に緊急通行車両としての届出を行う。

(3) 資材・機材・物資の備蓄

危機発生後の電力、都市ガス、下水道、通信(固定電話・携帯電話)、交通(道路・鉄道・港湾)等のライフラインの途絶に備えるとともに、迅速かつ的確な応急給水及び応急復旧を実施するため、必要な資材・機材・物資を備蓄し、危機発生時に有効に活用できるよう適切に管理する。

(4) 構成団体、関係機関等との協力体制の整備

ア 危機発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、構成団体及び関係機関等との連携を密にし、必要に応じ協定を締結するなど、協力体制の整備を図る。

イ 危機発生後に資材・機材・物資・薬品・燃料・食料・宿泊場所等を迅速かつ確実に調達するため、他の水道事業体、業界団体等との連携を密にし、必要に応じ協定を締結するなど、調達体制の整備を図る。

(5) 事務所間の相互応援体制の整備

危機発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施するため、事務所間での相互応援体制の整備を図る。

(6) 教育・訓練等の実施

ア 教育

各危機事象の基礎知識、危機による被害想定、企業団の非常配備体制、職員の職務分担等について

て、本指針及び細部計画等を教材として、研修会、講習会を開催し、職員の危機発生時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

イ 訓練

職員の動員、情報連絡、水道施設の被害確認・緊急措置、応援要請・受入、応急給水及び応急復旧の計画策定並びに実施等について、各項目を組み合わせた訓練を年1回程度行う。また、構成団体及び関係機関等との連携を図るため、構成団体及び関係機関等が実施する訓練等に積極的に参加する。

(ア) 動員訓練

職員の動員及び配備、並びに危機警戒本部及び危機対策本部の設営

(イ) 情報連絡訓練

- a 指揮命令事項の伝達
- b 被害状況等の情報収集・整理と住民・報道機関等への広報

(ウ) 水道施設の被害確認・緊急措置訓練

- a 施設・設備等の被害確認、緊急措置
- b 管路の被害確認、緊急措置

(エ) 応援要請、受入・配備訓練

応急給水、応急復旧の応援要請と受入・配備

(オ) 応急給水訓練

- a 応急給水計画の策定
- b 応急給水の実施

(カ) 応急復旧訓練

- a 応急復旧計画の策定
- b 応急復旧工事の実施

(7) 住民等への啓発

住民等に対して、平常時の備えのほか、危機管理に関する知識・技術等の情報を、ホームページ及び広報紙等の媒体を活用して提供し、危機に対する意識の啓発を図る。

5 応急対策

企業団は、危機発生時において、被害を最小限に抑えるため、構成団体及び関係機関等と連携して応急対策を実施する。

(1) 初動体制の確立

危機発生時には、危機の規模及び被害の程度等に応じて、香川県広域水道企業団危機警戒本部（以下「警戒本部」という。）又は香川県広域水道企業団危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するとともに、非常配備基準等に基づき、職員は各自の勤務場所に自主参集、若しくは職員を招集する。

また、細部計画に従い、水道施設の被害状況及び危機の状況等の情報を収集するとともに、危機の概要や被害状況に応じた迅速かつ的確な対応を行う。

ア 警戒本部又は対策本部の設置

危機発生時には、別表第1に掲げる危機の規模及び被害の程度等に応じて、別図第1に掲げる警戒本部又は別図第2に掲げる対策本部を企業長の判断で設置する。

(ア) 警戒本部

警戒本部は、本部長、後方支援部長、現地本部長、本部情報計画班、本部対策班・隊、本部総務広報班、現地情報計画班、現地対策班・隊、現地後方支援班・担当をもって構成する。ただし、危機の内容及び状況に応じて本部長が必要と認めるときはこの構成を随時変更することができる。

- a 本部長は水道技術管理者（事務局次長（技術））の職にある者をもって充て、次の業務を行う。

- (a) 警戒本部の応急対策全般の統括に関すること。
- (b) 企業長、副企業長、事務局長への報告、連絡に関すること。

- b 後方支援部長は、事務局次長（事務）の職にある者をもって充て、次の業務を行う。

- (a) 本部長及び現地本部長の補佐に関すること。
- (b) 本部総務広報班の応急対策全般の統括に関すること。

- c 現地本部長は、危機が発生した事務所の所長の職にある者をもって充て、次の業務を行う。

現地警戒本部の応急対策全般の統括に関すること。

- d 本部情報計画班は、計画課職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 本部長の補助に関すること。
 - (b) 警戒本部の運営に関すること。
 - (c) 警戒本部内の情報収集、状況把握、指示伝達、連絡調整に関すること。
 - (d) 危機関係情報(電気・ガス・下水道・通信・交通の被害状況及び復旧状況等)の収集、確認に関すること。
 - (e) 国、構成団体、関係機関、現地情報計画班との連絡調整に関すること。
 - (f) 警戒本部の応急対策経過の記録に関すること。
- e 本部対策班・隊は、浄水課職員、工務課職員及び水質管理課職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 本部管轄施設及び広域水道施設に関する水源、施設及び管路に係る被害防止、被害調査、緊急措置、応急復旧、恒久復旧、水質検査に関すること。
 - (b) 本部管轄浄水場及び広域水道施設に関する浄水場に係る水源確保及び浄水処理継続に関すること。
 - (c) 各事務所が所管する水道施設における水源、施設及び管路に係る被害防止、被害調査、緊急措置、応急復旧、恒久復旧、水質検査、水源確保及び浄水処理継続の支援に関すること。
- f 本部総務広報班は、総務企画課職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 企業団職員の参集確認、安否確認、招集、労務管理、安全管理、衛生管理、公務災害に関すること。
 - (b) 危機が発生していない事務所への応援指示及び危機が発生していない事務所からの支援隊の配置に関すること。
 - (c) 住民等への広報及び住民等からの連絡、相談等の対応に関すること。
 - (d) 報道機関への情報提供及び報道機関からの取材の対応に関すること。
 - (e) 電算システム及びサーバに係る被害防止、被害調査、緊急対応、復旧対応に関すること。
- g 現地情報計画班は、危機が発生した事務所の職員のうち、現地本部長が指名した職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 現地本部長の補助に関すること。
 - (b) 現地警戒本部の運営に関すること。
 - (c) 現地警戒本部内の情報収集、状況把握、指示伝達、連絡調整に関すること。
 - (d) 事務所が所管する給水区域内に係る危機関係情報(電気・ガス・下水道・通信・交通の被害状況及び復旧状況等)の収集、確認に関すること。
 - (e) 事務所が所管する給水区域内の構成団体、本部情報計画班との連絡調整に関すること。
 - (f) 現地警戒本部の応急対策経過の記録に関すること。
- h 現地対策班・隊は、危機が発生した事務所の職員のうち、現地本部長が指名した職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 事務所が所管する給水区域に係る応急給水に関すること。
 - (b) 事務所が所管する給水区域に係る応急給水所の水質検査に関すること。
 - (c) 事務所が所管する水源、施設及び管路に係る被害防止、被害調査、緊急措置、応急復旧、恒久復旧、水質検査に関すること。
 - (d) 事務所が所管する浄水場に係る水源確保及び浄水処理継続に関すること。
- i 現地後方支援班・担当は、危機が発生した事務所の職員のうち、現地本部長が指名した職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 事務所職員の参集確認、安否確認、招集、労務管理、安全管理、衛生管理、公務災害に関すること。
 - (b) 本部総務広報班への応援依頼及び他事務所からの支援隊の配置に関すること。
 - (c) 事務所が所管する給水区域の住民への広報及び住民からの連絡、相談等の対応に関すること。

(4) 対策本部

対策本部は、本部長、副本部長、統括部長、後方支援部長、現地本部長、本部情報計画班、本部復旧班・隊、本部総務広報班、本部資源管理班、本部財務班、現地情報計画班、現地応急給水班・隊、現地復旧班・隊、現地後方支援班・担当をもって構成する。ただし、危機の内容及び状況に応じて本部長が必要と認めるときは、この構成を随時変更することができる。

- a 本部長は、副企業長(専任)の職にある者をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 対策本部の応急対策全般の統括に関すること。
 - (b) 企業長、副企業長への報告、連絡に関すること。
- b 副本部長は、事務局長の職にある者をもって充て、次の業務を行う。
本部長の補佐及び代理に関すること。
- c 統括部長は、水道技術管理者(事務局次長(技術))の職にある者をもって充て、次の業務を行う。
対策本部の技術面に係る応急対策全般の統括に関すること。
- d 後方支援部長は、事務局次長(事務)の職にある者をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 本部長、副本部長及び現地本部長の補佐に関すること。
 - (b) 本部総務広報班、本部資源管理班、本部財務班の応急対策全般の統括に関すること。
- e 現地本部長は、危機が発生した事務所の所長の職にある者をもって充て、次の業務を行う。
現地対策本部の応急対策全般の統括に関すること。
- f 本部情報計画班は、計画課職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 本部長及び副本部長の補助に関すること。
 - (b) 対策本部の運営に関すること。
 - (c) 対策本部内の情報収集、状況把握、指示伝達、連絡調整に関すること。
 - (d) 危機関係情報(電気・ガス・下水道・通信・交通の被害状況及び復旧状況等)の収集、確認に関すること。
 - (e) 国、構成団体、関係機関、現地情報計画班との連絡調整に関すること。
 - (f) 対策本部の応急対策経過の記録に関すること。
- g 本部復旧班・隊は、浄水課職員、工務課職員及び水質管理課職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 本部管轄施設及び広域水道施設に関する水源、施設及び管路に係る被害防止、被害調査、緊急措置、応急復旧、恒久復旧、水質検査に関すること。
 - (b) 本部管轄浄水場及び広域水道施設に関する浄水場に係る水源確保及び浄水処理継続に関すること。
 - (c) 各事務所が所管する水道施設における水源、施設及び管路に係る被害防止、被害調査、緊急措置、応急復旧、恒久復旧、水質検査、水源確保及び浄水処理継続の支援に関すること。
- h 本部総務広報班は、総務企画課職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 企業団職員の参集確認、安否確認、招集、労務管理、安全管理、衛生管理、公務災害に関すること。
 - (b) 危機が発生していない事務所への応援指示、構成団体及び関係機関への応援要請並びに危機が発生していない事務所、構成団体及び関係機関からの支援隊の配置に関すること。
 - (c) 住民への広報並びに住民からの連絡、相談等の対応に関すること。
 - (d) 報道機関への情報提供及び報道機関からの取材の対応に関すること。
 - (e) 電算システム及びサーバに係る被害防止、被害調査、緊急対応、復旧対応に関すること。
- i 本部資源管理班は、財産契約課職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 対策本部の執務場所、駐車場、発生土置場、資材・機材・物資等の集積地、情報通信機器、車両、燃料、その他応急対策に必要な資材・機材・物資等の確保及び運用支援に関すること。
 - (b) 企業団職員、構成団体及び関係機関からの支援隊の食料並びに構成団体及び関係機関からの支援隊の宿泊場所の確保に関すること。
- j 本部財務班は、財務課職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 対策本部内の応急対策に要する予算の編成及び執行に関すること。
 - (b) 対策本部内の構成団体及び関係機関からの支援隊が要した応急対策費用の支払い、管理、調整、協議に関すること。
 - (c) 対策本部の応急対策費用、庶務財務状況の整理、集計、記録に関すること。
- k 現地情報計画班は、危機が発生した事務所の課のうち、現地本部長が指名した職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 現地本部長の補助に関すること。
 - (b) 現地対策本部の運営に関すること。
 - (c) 現地対策本部内の情報収集、状況把握、指示伝達、連絡調整に関すること。

- (d) 事務所が所管する給水区域内に係る危機関係情報(電気・ガス・下水道・通信・交通の被害状況及び復旧状況等)の収集、確認に関すること。
- (e) 事務所が所管する給水区域内の構成団体、本部情報計画班との連絡調整に関すること。
- (f) 現地対策本部の応急対策経過の記録に関すること。
- l 現地応急給水班・隊は、危機が発生した事務所の職員のうち、現地本部長が指名した職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 事務所が所管する給水区域に係る応急給水に関すること。
 - (b) 事務所が所管する給水区域に係る応急給水所の水質検査に関すること。
- m 現地復旧班・隊は、危機が発生した事務所の職員のうち、現地本部長が指名した職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 事務所が所管する水源、施設及び管路に係る被害防止、被害調査、緊急措置、応急復旧、恒久復旧、水質検査に関すること。
 - (b) 事務所が所管する浄水場に係る水源確保及び浄水処理継続に関すること。
- n 現地後方支援班・担当は、危機が発生した事務所の職員のうち、現地本部長が指名した職員をもって充て、次の業務を行う。
 - (a) 事務所職員の参集確認、安否確認、招集、労務管理、安全管理、衛生管理、公務災害に関すること。
 - (b) 本部総務広報班への応援要請並びに他事務所、構成団体及び関係機関からの支援隊の配置に関すること。
 - (c) 事務所が所管する給水区域の住民への広報及び住民からの連絡、相談等の対応に関すること。
 - (d) 現地対策本部の執務場所、駐車場、発生土置場、資材・機材・物資等の集積地、情報通信機器、車両、燃料、その他応急対策に必要な資材・機材・物資等の確保及び運用支援に関すること。
 - (e) 事務所職員、構成団体及び関係機関からの支援隊の食料並びに構成団体及び関係機関からの支援隊の宿泊場所の確保に関すること。
 - (f) 現地対策本部内の応急対策に要する予算の編成及び執行に関すること。
 - (g) 構成団体及び関係機関からの支援隊が要した応急対策費用の支払い、管理、調整、協議に関すること。
 - (h) 現地対策本部の応急対策費用、庶務財務状況の整理、集計、記録に関すること。
- イ 職員の動員と配備

勤務時間外に危機が発生した場合、職員は別表第2に掲げる非常配備基準に基づき、浸水想定区域等を避けた安全な経路を用いて各自の勤務場所に参集する。ただし、夜間のほか、暴風、浸水が発生しているなど、参集に危険を伴う場合は、安全が確保された後に参集する。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、最寄りの企業団施設に参集し、勤務場所に参集可能となるまでの間、当該施設の事務所長等の指示に従う。

 - (ア) 交通網の遮断等により勤務場所に参集できない場合
 - (イ) 香川県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されている場合において勤務場所が津波浸水想定区域内に所在する場合
- (2) 危機対処方針の決定

収集した情報を分析・検討し、危機に対する対処方針を決定する。また、収集した情報については、被害拡大の可能性を検討し、必要に応じて構成団体及び関係機関等に報告を行う。
- (3) 住民の安全確保等

構成団体及び関係機関等との連携のもと、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動の維持を最優先に対処する。
- (4) 構成団体及び関係機関等との連携

構成団体及び関係機関等と相互に情報提供を行い、危機の概要や被害状況により応援を要請するなど、連携を図る。
- (5) 住民等への情報提供

社会的、心理的混乱を防止し、住民等が適切な判断と行動ができるよう、危機の概要や被害状況、危機対処方針、応急対策の状況等を迅速かつ正確に提供する。

6 復旧対策

企業団は、危機収拾後において、恒久的な復旧対策を実施する。

さらに、再発防止及び被害軽減のため、細部計画の修正を含めた検証を行う。

(1) 安全性の確認

応急対策がおおむね完了し、被害の発生及び拡大のおそれが無いと判断した場合は、構成団体及び関係機関等と連携し、早急に安全性の確認を行う。

(2) 住民等への情報提供

安全性を確認した場合は、報道機関に情報提供を行うとともに、住民等への周知を図る。

(3) 復旧の推進

構成団体及び関係機関等と連携を図り、通常給水の早期回復を推進する。

(4) 検証

危機管理について実例を参考に検証を行い、再発防止策を含め、必要に応じて細部計画の修正を行う。

別表第 1 警戒本部及び対策本部を設置する危機事象(略)

別表第 2 勤務時間外に危機事象が発生した際の参集対象職員(非常配備基準)

配備体制	事 象		参集対象職員
	気象警報・注意報	地震・津波	
(警戒本部設置) 第1次配備	○給水区域内に次の警報又は特別警報の1以上が発表 ・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮警報		○本部 ・事務局次長 ・総務企画課、計画課、浄水課、工務課、水質管理課(各課1名程度) ○当該事象が発生した事務所 ・事務所長 ・事務所長が指名した職員(若干名)
(警戒本部設置) 第2次配備	○企業長が指示したとき	○給水区域内で震度4を観測する地震が発生 ○給水区域内に津波注意報が発表	○本部 ・事務局次長 ・総務企画課、計画課、浄水課、工務課、水質管理課(各課所属職員の1/3程度) ○当該事象が発生した事務所 ・事務所長 ・事務所長が指名した職員(事務所所属職員の1/3程度)
(対策本部設置) 第3次配備	○企業長が指示したとき	○給水区域内で震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生 ○給水区域内に津波警報が発表	○本部 ・副企業長(専任) ・事務局長 ・事務局次長 ・全課(各課所属職員の2/3程度) ○当該事象が発生した事務所 ・事務所長 ・事務所長が指名した職員(事務所所属職員の2/3程度)
(対策本部設置) 第4次配備	○企業長が指示したとき	○給水区域内で震度6弱以上を観測する地震が発生 ○給水区域内に大津波警報が発表	○本部 ・副企業長(専任) ・事務局長 ・事務局次長 ・全課(全職員) ○当該事象が発生した事務所職員(全職員)

※表に記載のない危機事象については、危機の規模及び被害の程度等に応じて、適宜職員を招集するものとする。

※表に応じて職員は各自の勤務場所に自主参集、若しくは職員を招集することとするが、参集人数及び配置については、本部長並びに現地本部長の判断により、適宜変更することができるものとする。

別図第 1 警戒本部体制図(略)

別図第 2 対策本部体制図(略)

13-3 日本水道協会香川県支部水道災害相互応援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本水道協会中国四国地方支部(以下「地方支部」という。)が定める日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱(以下「地方支部要綱」という。)に基づき、日本水道協会香川県支部(以下「県支部」という。)内の正会員(以下「会員」という。)が災害により水道施設に被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための相互応援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の責務)

第2条 県支部内に災害により被害が発生した場合、会員はこの要綱の定めるところにより被災会員に対する応援活動について、全面的に協力するものとする。

(応援活動の要請)

第3条 被災会員は、県支部を通じて会員に対し必要な応援活動を要請することができる。

(応援活動)

第4条 応援活動は、原則として被災会員の応急給水および応急復旧計画に基づき、おおむね次のような作業に従事するものとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

(被災状況の調査および連絡)

第5条 被災会員は、災害により水道施設に被害を受けた場合は、すみやかに被害の状況を調査し、把握し、復旧作業計画を県支部長に提出するものとする。

2 県支部長は、前項により被災会員から提出された復旧作業計画に基づき、必要な応援を各会員に要請するものとする。

(応援職員の派遣)

第6条 前条により応援要請を受けた会員は、ただちに応援体制を整え被災会員に協力しなければならない。

- 2 各会員は、応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。)を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工器具および緊急資材のほか衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。
- 3 応援職員は、応援会員名を表示する腕章等の標識を着用するものとする。
- 4 応援職員は、被災会員の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援受入れ体制等)

第7条 会員は、応急給水作業および応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるよう、別紙応援受入れに関する必要事項に基づき平常からその体制を確立しておくものとする。

2 県支部長は、地方支部要綱に基づく防災関係物資等の備蓄状況調査表の提出をもって、県支部内の備蓄状況を把握するものとする。

(費用の負担)

第8条 この要綱に基づく応援に要する費用については、原則として地方支部要綱第8条の規定を準用する。

- 2 応援職員が応援活動により負傷、疾病および死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。
- 3 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災会員が、被災会員への往復途中に生じた

ものについては、応援会員がその賠償の責に任ずるものとする。

4 前各項の規定で判断できないものについては、関係会員が協議して決めるものとする。

(会員以外の町への応援)

第9条 会員以外の町から応援要請を受けたときは、この要綱に基づき応援活動を行うことができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県支部長が定める。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

13-4 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部(以下「地方支部」という。)の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合には、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援を要請しようとする被災都市(以下「応援要請都市」という。)は、県支部長都市へ応援を要請する。
- (2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。
- (3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。
- 2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 3 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市(以下「応援都市」という。)に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

(事務局の設置)

第4条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 地方支部応援事務局
 - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
 - イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整
- (2) 県支部応援事務局
 - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
 - イ 応援派遣についての調整

(応援要員の派遣)

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

- 2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
- 3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

(応援内容)

第 6 条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の受入体制の整備)

第 7 条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

- 2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第 8 条 第 6 条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。
- 4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第 9 条 応援都市は、応援要請都市が前条第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(防災関係物資等の情報交換)

第 10 条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年 6 月末日までに行うものとする。

- (1) 第 4 条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式 1)による。
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式 2)による。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 8 年 10 月 4 日から施行する。
- 2 水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱(昭和 59 年 5 月 23 日制定)は、廃止する。

13-5 災害時における水道施設の復旧等に関する協定

香川県広域水道企業団(以下「甲」という。)と坂出市上下水道工事業協同組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が坂出市内に発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が行う甲の所管する施設の応急復旧、応急給水等(以下「応急措置」という。)に対して、乙が協力することに関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時において、水道に関して特に乙の出動を必要とするときは、乙に対し応急措置への協力を要請するものとする。

(要請手続)

第2条 前条に定める要請は、甲が乙に対して、災害の状況及び場所、活動内容、希望する人員及び機材等必要な事項を連絡することをもって行うものとする。

(協力)

第3条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置を行うための体制を確立のうえ、必要な人員及び機材等を出動させ、応急措置に協力するものとする。

2 前項の規定に基づき出動した乙の組合員は、甲の指示に従い応急措置に従事するものとする。

(経費の負担)

第4条 この協定に基づく応急措置に係り乙が要した次の経費については、甲が負担するものとする。

- (1) 応急措置に使用した車両及び機械等の借上げ費
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 乙及びこれらの組合員が保有していた資機材であって、応急措置に使用したものに係る費用
- (4) その他の経費

2 前項の経費の額は、甲の積算基準に基づき算出するものとする。

(人員等の報告)

第5条 乙は、この協定に基づく応急措置に出動させることができる人員及び諸機材等の状況について、毎年度当初に甲に対し文書で報告するものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲と乙は、あらかじめ災害時等における連絡担当者を定め、必要な情報を相互に速やかに交換するものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第7条 この規定の有効期間は、協定締結の日から当該事業年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(実施細則)

第8条 この協定の実施に関して必要な細則については、別に定める。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 香川県高松市番町一丁目8番15号
香川県広域水道企業団
企業長 浜田 恵造

乙 坂出市番の州公園3番2
坂出市上下水道工事業協同組合
代表理事 和田 弘